

## 25 - 18 市町村営住宅事業

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
  - (1) 阿寒町の宅地分譲事業
  - (2) 音別町の特定公共賃貸住宅事業
- 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
  - (1) 住宅マスタープラン  
合併後2年程度で現行計画を再編。
- 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
  - (1) 住宅使用料の収納業務
  - (2) 入居申し込みの方法
  - (3) 修繕等の維持管理